

## 指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和5年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	いすゞ自動車近畿株式会社	大阪府守口市八雲東町1丁目21番10号	令和5年4月17日から <u>令和5年5月16日</u> まで(1ヶ月) 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>いすゞ自動車近畿(株)の元役員は、タイヤの架空取引を繰り返して親会社から現金や約束手形をだまし取ったとして、令和5年2月14日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
2	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16	令和5年4月21日から <u>令和5年10月20日</u> まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反行為</p> <p>水道機工株式会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。</p> <p>また同日、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。</p> <p>さらに同日、同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

3	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	<p>令和5年4月21日から<u>令和5年8月20日</u>まで(4ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">大阪航空局管内</p>	<p><b>建設業法違反行為</b></p> <p>株式会社水機テクノスは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。</p> <p>また同日、同業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止15日間)を受けた。</p> <p>さらに同日、同業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。</p> <p>以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
4	株式会社増岡組	東京都千代田区丸の内1-8-2	<p>令和5年4月24日から<u>令和5年7月23日</u>まで(3ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</p>	<p><b>公契約関係競売等妨害又は談合</b></p> <p>株式会社増岡組の建築営業部副部長(使用人)は、広島県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が漏洩した予定価格をもとに落札し、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、広島県警に贈賄と公契約関係競売等入札妨害の疑いで逮捕された。</p> <p>以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

5	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	令和5年4月28日から <u>令和5年6月27日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
6	中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	令和5年4月28日から <u>令和5年6月27日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

7	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	令和5年4月28日から <u>令和5年6月27日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
8	九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	令和5年4月28日から <u>令和5年5月27日</u> まで(1カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

9	九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル	令和5年4月28日から <u>令和5年5月27日</u> まで(1ヶ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
10	関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号	令和5年4月28日から <u>令和5年5月27日</u> まで(1ヶ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があつたとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行つた。 上記資格者について「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

11	株式会社丸泰	岐阜県岐阜市領下6-46	令和5年5月18日から <u>令和5年6月28日</u> まで(6週間)  富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県	建設業法違反行為  (株)丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。このことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められ、令和5年4月5日、建設業許可部局である中部地方整備局長から営業停止処分(10日間)を受けた。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
12	株式会社ソニック	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10番地22	令和5年5月19日から <u>令和5年6月1日</u> まで(2週間)  滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山县	部局発注工事事故  近畿地方整備局和歌山港湾事務所が(株)東組と契約した「潮岬沖波浪観測装置設置工事」において、三次下請けである千尋海洋技術(株)に所属する作業員(潜水士)が、波浪観測装置用の海底ケーブルを防護(サドル・バンド)により固定する作業中、減圧症により意識を失い溺死する事故が発生し、この事故により千尋海洋技術(株)は、新宮労働基準監督署から労働安全衛生法違反(119条1号、22条2号、122条)により和歌山地方検察庁に書類送検された。 また、元請けである(株)東組は、労働安全衛生法上に基づく必要な指導を行っていなかつたとして新宮労働基準監督署より是正勧告措置を受けたが、(株)ソニックは、一次下請けとして当該工事に関与していた。 以上のこととは、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(部局発注工事事故)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

13	株式会社アステム	大分県大分市西大道2丁目3番8号	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
14	株式会社翔薬	福岡県福岡市博多区山王2丁目3番5号	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

15	九州東邦株式会社	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4番46号	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
16	富田薬品株式会社	熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

17	アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田1丁目12番1号	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
18	株式会社アトル	福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目5番1	令和5年5月26日から <u>令和5年7月25日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定した。 以上のこととは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

19	有限会社ヤマト重機	徳島県三好市池田町州津乳ノ木1373	令和5年6月2日から <u>令和5年7月1日</u> まで(1カ月)  徳島県・香川県・愛媛県・高知県	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>令和4年6月29日、徳島市東大工町の建物(ビル)の解体工事現場において、有限会社ヤマト重機の業務に関し、同社の現場職長が作業員に車両系建設機械を無資格で運転させ、別の作業員が当該機械に激突され負傷した。このことにより、徳島簡易裁判所から有限会社ヤマト重機が労働安全衛生法違反により罰金40万円、同社現場職長が労働安全衛生法違反及び業務上過失傷害罪により罰金60万円の略式命令を受け、令和5年1月11日にその刑が確定した。</p> <p>以上のことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和5年4月11日、徳島県から指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
20	フジタビルメンテナンス株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目8番10号	令和5年6月8日から <u>令和5年6月21日</u> まで(2週間)  徳島県・香川県・愛媛県・高知県	<p>安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故</p> <p>フジタビルメンテナンス株式会社は、香川県綾歌郡宇多津町における工場スレート屋根の雨漏り箇所の点検作業において、踏み抜きによる労働者の危険を防止する等の措置を講じていなかったことによって、屋根上に上がった労働者1名がスレート屋根を踏み抜き、墜落し死亡する事故を起こしたことにより、同社及び同社社員は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。</p> <p>以上のことは、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

21	三神工業株式会社 兵庫県神戸市中央区磯部通2-1-11		令和5年6月19日から <u>令和5年8月18日</u> まで(2カ月) 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	不正又は不誠実な行為  三神工業株式会社は、当局発注の「関西国際空港TRAD-EQ室空気調和設備工事」に係る入札において、予算決算及び会計令第86条第1項の調査(低入札価格調査)への協力を拒否した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
22	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号		令和5年7月18日から <u>令和5年8月17日</u> まで(1カ月) 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	不正又は不誠実な行為  近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2人は、国の新型コロナウイルスワクチンのコールセンター事業を巡り、自治体に過大請求していた問題で、大阪府東大阪市から約5億8900万円を詐取したとして、令和5年6月15日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

23	奈良県緑化土木協同組合 奈良県奈良市東紀寺町2-8-8		令和5年7月18日から <u>令和5年10月17日</u> まで(3カ月)  大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為  奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法対策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であることを理由に、令和5年3月20日に契約を辞退した。 また、令和4年10月19日に契約を締結した奈良国道事務所発注の「大和御所道路小瀬高架橋P71-L下部他工事」について、令和5年3月22日に履行不能届を提出し、令和5年4月11日に契約解除となった。 更に、令和4年8月30日に契約を締結した滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」について、令和5年4月10日に履行不能届を提出し、令和5年4月25日に契約解除となった。 以上のこととは、極めて不誠実な行為であり「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
24	京都土木株式会社 京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8-18		令和5年8月10日から <u>令和5年10月9日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	建設業法違反行為  京都土木株式会社は、建設業許可部局(京都府)へ申請した審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、実際には既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(京都府・京都市)の資格申請に用いた。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和5年6月27日付け、同局より同条第1項の規定による指示処分を受けた。 以上のこととは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

25	株式会社洛北造園	京都府京都市中京区壬生花井町3	令和5年8月28日から <u>令和5年10月27日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	<p>建設業法違反行為</p> <p>株式会社洛北造園は、建設業許可部局(京都府)へ申請した審査基準日令和2年12月31日の経営事項審査において、実際には常勤していない者を技術者として技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(京都府・京都市)の資格申請に用了。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和5年6月27日付け、同局より同条第1項の規定による指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
26	株式会社赤井建設	富山県射水市海老江七軒1491	令和5年9月8日から <u>令和5年10月7日</u> まで(1カ月)  富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県	<p>建設業法違反行為</p> <p>株式会社赤井建設は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6000万円以上(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)による改正前の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条ただし書に規定する額)の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に、建設業許可部局である富山県知事より指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

27	西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	令和5年9月11日から <u>令和6年1月10日</u> まで(4ヶ月)  大阪航空局管内	<b>建設業法違反行為</b>  西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 以上のことは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
28	株式会社ひさ野	大阪府大阪市旭区大宮4-15-12  滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山县	令和5年9月22日から <u>令和5年10月21日</u> まで(1ヶ月)	<b>建設業法違反行為</b>  株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、当該建設業者の営業所に常勤すべき専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置した。そのため、令和5年3月31日に、建設業許可部局(大阪府)より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。 以上のことは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

29	ヤンマーアグリジャパン株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	令和5年10月6日から <u>令和5年11月5日</u> まで(1カ月)	<p>建設業法違反行為</p> <p>ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用して作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなかつたとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定した。労働安全衛生法に違反したことが建設業法第28条第1項第3号の他の法令に違反したことに該当しており、建設業者として不適当であると認められるとして指示処分の対象となった。</p> <p>以上のことは、極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
30	株式会社インファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	令和5年10月20日から <u>令和6年1月19日</u> まで(3カ月) 大阪航空局管内	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>札幌市の総合病院KKR 札幌医療センターが令和2年に発注した敷地内薬局の整備事業の入札を巡り、KKR 札幌医療センターの元事務部長と、株式会社インファーマシーズの代表取締役及び取締役が、公契約関係競売入札妨害容疑で令和5年8月31日に逮捕された。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

31	ソウジツ	沖縄県島尻郡久米島町字宇根445	令和5年10月25日から <u>令和6年1月24日</u> まで(3カ月) 沖縄県	不正又は不誠実な行為  ソウジツは、当局那覇空港事務所発注の「令和5年度名城航空無線標識施設跡地除草業務」において、令和5年8月30日に契約を締結していたが、令和5年9月21日に契約解除の申出書を提出した。そのため、令和5年9月26日に当局那覇空港事務所において契約を解除した。 以上のこととは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
32	株式会社宮城組	沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂100-1 番地	令和5年10月25日から <u>令和5年12月24日</u> まで(2カ月) 沖縄県	不正又は不誠実な行為  株式会社宮城組は、当局発注の「久米島空港庁舎改修工事」に係る入札において、予算決算及び会計令第86条第1項の調査(低入札価格調査)への協力を拒否した。 以上のこととは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

33	協和機工株式会社	東京都足立区千住宮元町1番12号	令和5年11月17日から <u>令和6年1月16日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	贈賄  協和機工株式会社の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関する令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報をを利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕された。 以上のこととは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
34	長崎テクノ株式会社	高知県高知市若松町1705	令和5年11月17日から <u>令和6年3月16日</u> まで(4カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。 以上のこととは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

35	株式会社高建総合コンサルタント  高知県四万十市駅前町2-3		令和5年11月17日から <u>令和6年1月16日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
36	株式会社ジオテク  高知県高知市南御座2-22		令和5年11月17日から <u>令和6年1月16日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	独占禁止法違反行為  公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

37	株式会社第一コンサルタンツ	高知県高知市介良甲828-1	令和5年11月17日から <u>令和6年1月16日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
38	構営技術コンサルタント株式会社	高知県高知市本宮町105番地23	令和5年11月17日から <u>令和6年1月16日</u> まで(2カ月)  大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

39	株式会社相愛	高知県高知市重倉266-2	令和5年11月17日から令和5年12月16日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
40	株式会社地研	高知県高知市円行寺25	令和5年11月17日から令和5年12月16日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>公正取引委員会は、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして対象の事業者を公表した。また、課徴金減免制度を適用し全額免除となつた1社を除き、同日付けで再発防止を求める排除措置命令を行つた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

41	株式会社南洋開発ホールディングス 和歌山県日高郡由良町里376-10	令和5年12月1日から <u>令和6年3月31日</u> まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反行為  株式会社南洋開発ホールディングスは、専任技術者が常勤しているかのように装い、虚偽の内容を記した建設業許可申請書を和歌山県に提出し、建設業許可の更新を受けたとして、代表取締役を含む2人が建設業法違反の疑いで令和5年9月29日に和歌山県警に逮捕された。 以上のこととは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
----	---------------------------------------	---	--